



# かけはし

金橋小学校だより No.6  
2026(令和8)年5月22日  
発行者:伊禮徳彦

## 学校は「なかよくなるどころ」

学校は、「かしこくなるどころ、なかよくなるどころ」、新しい学年が始まって、1か月半、さて、みんなのくらしはどうでしょうか。なかまとなかよくしていますか？

先週から今週にかけて、各学級でいじめアンケートをしました。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを指します。

アンケートは、しんどい気持ちを抱えている人はいないか、一人一人に聞くために取り組んでいます。

学校では、「〇〇にたたかれた」「△△にいやなことを言われた」と先生に教えてくれる子がいます。先生はそれを聞いて、教えてくれた子のしんどい気持ちに寄り添います。そして、相手の子に「どうしてそんなことをしたのか」と聞きます。その中で、暴力・暴言などには、毅然とした態度で叱ります。このように、いやな思いをしたときに「たすけて」とヘルプを出すことができる子は、その時からいやな気持ちを「助けて」と伝えた相手（先生、友達、お家の人）と共有して幾分気持ちが楽になり、その後は、いやな気持ちがなくなるように進んでいきます。

でも、みんながみんなヘルプを出すことができるわけではありません。このようなアンケートをしたり、周りの子たちに聞いたり、お家の方からも連絡をいただいたりして、しんどい思いをしている子がいないかを確認しています。

先日ある方に、「学校は嫌な思いばかりするところでしょう」と言われました。「だって、すぐいやなことしたり、されたり、言ったり、言われたりがあるでしょう」と言われました。「いいえ、そんなことはありませんよ、たのしいこともいっぱいあります」と返答しても、「0ではないでしょう」と重ねて言われました。「0ではないですが、0になるように取り組んでいます」と伝えると、「1ついやなことがあると、たのしいことは全部ふっとびますよね」とも言われました。

確かに、その方が言われるように、一つのいやなことが、それまでの楽しかったことをすべてかきしてしまうことがあるかもしれません。だからこそ私たちは、その一つをゼロにしたい、子どもたちが安心して学校生活を送れるようにと、取り組んでいます。

いじめは決して許されるものではありません。学校の教職員一同、子どもたち一人一人の小さなサインやしんどい気持ちを見逃さないよう、全力で向き合っています。また、子どもたちにも判断力、相手を思いやる心を大きくしてもらうことも必要です。そして、保護者の皆さまが温かく見守り、いつ

でも学校と手を携えてくださることが何よりも心強い支えになります。

学校は「かしこくなる場所、なかよくなる場所」です。子どもたちが「明日も学校へ行くのが楽しみ!」と毎日をワクワクして過ごせる、笑顔にあふれた明るい金橋小学校を一緒につくっていきましょう。

### ～いじめ防止基本方針について～

○金橋小学校いじめ防止基本方針をHPにアップしています。

金橋小学校は、子ども一人一人の人権を大切に、いじめのない学校を目指しています。いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進していくため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、国の「いじめ防止基本方針」及び県・市の「いじめ防止基本方針」を参考に、金橋小学校いじめ防止基本方針を作成し、それにのっとって取り組みを進めています。

家庭との密な連携を図りつつ、地域社会・市や県その他の関係機関、関係者と連携し、いじめを「許さない・見逃さない」学校づくりを推進していきます。

教職員、精一杯取り組んでいます。しかし、教職員だけでは気づかないことも正直あります。子どもたちと一緒に、いじめのない学校づくりを進めていきますが、保護者の皆さまもお気づきのことがあれば、いつでも連絡してきてください。ご協力をよろしくお願いいたします。

### いじめ防止基本方針

橿原市立金橋小学校

はじめに

本校は、子ども一人一人の人権を大切に、いじめのない学校を目指して教育活動を進めている。さらに、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進していくため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、国の「いじめ防止基本方針」及び県・市の「いじめ防止基本方針」を参考に、本校のいじめ防止基本方針を以下のようにな定する。そして、家庭・地域社会・市や県その他の関係者と連携し、いじめを「許さない・見逃さない」学校づくりを推進していく。

#### 1 いじめの防止等のための基本的な事項

##### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為がいじめにあたるかどうかの判断は、いじめられた児童の気持ちに寄り添うことが大切である。

##### (2) いじめの防止等の対策に関する基本理念（総則）

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。
- いじめの加害児童・被害児童等は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童等を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行うことが必要である。
- 「加害者」と判断せず、いじめを見逃すことのないように留意する。
- 特別な支援を必要とする児童等は、いじめられる対象やいじめられる側になりやすいので、保護者との連携を密にし、適切な取組を行う。
- 校外で起こる「いじめ」もあることから、目ざから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

#### 2 いじめの防止等のための施策

##### (1) いじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行するため、当該学校の複数の教職員、心療、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【いじめ防止対策推進法 第22条 第1項】

<別添1>

##### (2) いじめの防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめの防止等に係る年間計画を別に定める。年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

悩みや心配のある方で、スクールカウンセリングをご希望の方は、担任をはじめ校長・教頭・養護教諭など学校の誰でも構いませんので、ご相談ください。

学校外の相談機関もあります。

- ・24 時間子ども SOS ダイアル(奈良県) (0120-0—78310)
- ・あすなろダイアル(奈良県立教育研究所) (0744-34-5560)
- ・ヤング・いじめ110番(奈良県警本部・少年サポートセンター)  
(0742-22-0110)
- ・奈良県高田こども家庭相談センター(児童相談所)  
(0745-22-6079)
- ・児童相談所虐待対応ダイアル 189
- ・橿原市青少年センター(学校生活・家庭生活の悩み)  
(0744-28-3666)
- ・こども家庭相談ダイアル(橿原市子ども総合支援センター内)  
(0744-34-5560)
- ・橿原市教育委員会学校教育課(0744-29-5912)

